

令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金  
(インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業)  
交付額確定通知書

医療法人社団三和会 本田内科医院

令和2年12月23日厚生労働省発健1223第2号で交付決定した令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金(インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業)については、令和3年4月2日事業実績報告書に基づき、交付額を金4,693,000円に確定したので通知する。

令和3年11月30日

厚生労働大臣 後藤 茂之



## 補助事業者さまへ～必ずご確認ください～

平素よりお世話になっております。

ご提出いただいた「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業）」又は「令和3年度（令和2年度からの繰越分）インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業）」の実績報告については、交付額が確定されましたので、同封の交付額確定通知書を送付いたします。

なお、今後の手続きについては以下のいずれかの場合によって必要な手続きが異なりますので該当のお手続きをご確認ください。

### ① 事業実績報告書による事業費が交付額確定通知書の額を上回る場合

→改めて精算交付申請を行っていただくことにより、その差額分について、追加で補助金を交付いたします。

差額分の精算交付補助申請については、以下により提出してください。

提出期限：補助金の確定通知書を受理した後、速やかに

提出先：（住所）〒119-0397 銀座郵便局留

（宛先）厚生労働省発熱外来診療体制確保支援事業担当 宛

提出書類：①精算交付申請書 ②精算交付申請書の別紙 ③交付決定通知書の写し

④実績報告書及び確定通知書の写し ⑤収入支出決算書

当該精算交付申請書類の入手・作成・提出方法等については、厚生労働省ホームページよりご確認ください。

[厚生労働省ホームページ]

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou18/index\\_00012.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou18/index_00012.html)

※様式の電子媒体は、実績を入力すると精算額が自動で算出できるようになっておりますので、できる限り、電子媒体に入力する方法により作成してください。

**② 事業実績報告書による事業費が交付額確定通知書の額を下回る場合**

→差額分についてはご返還頂くこととなりますので、納入告知書を同封しております。納入告知書に記載の納付期限までに、必ずご返還くださいますようお願いいたします。

**③ 事業実績報告書による事業費が交付額確定通知書の額と同額の場合**

→一連の手続きについては終了となります。交付決定の通知にありますとおり必要書類については5年間の保管を御願いたします。

【本件に対する照会先】

厚生労働省医療提供体制支援補助金コールセンター

電話番号：0120-336-933